8 大規模災害対策の推進

提出先 内閣府、消防庁、文部科学省、資源エネルギー庁、国土交通省、原子力規制庁 【提案項目】

- 1 大規模地震対策の早期取りまとめ
- 2 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立
- 3 石油コンビナート地域の防災対策の強化
- 4 原子力災害に関する総合的な対策や体制の整備

【提案内容】

- 項目1 首都直下地震や南海トラフの巨大地震について、被害想定に基づく 実効性のある地震対策大綱や地震防災戦略を早期に取りまとめ、対策 の推進を図ること。
- [項目2] 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立を図ること。特に、南 関東地域については、東海地震と同様に充実強化を図ること。また、 東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。
- 項目3 石油コンビナート地域において、事業者による耐震化等の取組が着 実に進むよう、防災対策の充実を図ること。
- 頃目4 広域に影響を及ぼす原子力災害に係る総合的な対策を推進するとと もに、原子力事業所に係る対策の充実強化を早期に進めること。

【提案理由】

本県では、平成25年度から平成26年度にかけて地震被害想定調査を行い、その後、同結果を踏まえ地震防災戦略を見直すこととしている。その際、国の対策や手法を踏まえて実施するため、国の大規模地震対策の早期取りまとめが必要である。

事前予知に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域においても東海地震同様に観測網及び予知研究体制を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GP S波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

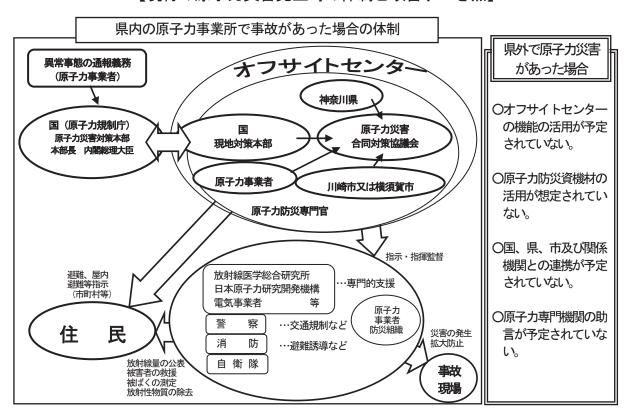
石油コンビナート事業所における耐震化等の防災対策は、事業者自ら実施する必要があるが、 石油コンビナート地域における大規模災害は国民生活全般に大きな影響を与えることから、事業 者の防災対策が着実に進むよう国として対策を講じる必要がある。

福島第一原子力発電所の事故に伴う広域的な放射能被害の実態を踏まえ、現行の「原子力災害対策重点区域」を越えた地域における予防措置等、広域的な原子力災害に対する総合的な対策及び体制を整備する必要がある。また、原子力発電所以外の原子力事業所に係る原子力災害対策指針の改定及びオフサイトセンターのあり方について、早急に取りまとめるとともに、原子力事業所における放射性廃棄物の処理の仕組みを検討・推進する必要がある。

【神奈川県内の石油コンビナートの立地状況】



【現行の原子力災害発生時の体制と改善すべき点】



(神奈川県担当課:安全防災局災害対策課、危機管理対策課、工業保安課)